

# 受水槽以下装置を給水装置に切り替える工事に関する取扱要領

(平成22年3月24日21川水総給第595号)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第8条第1項第2号に規定する受水槽以下に設置された装置を給水装置に切り替えようとする工事（以下「切替工事」という。）を施行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の意義は、規程において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受水槽以下装置 受水槽以下に設けられた給水管及び給水用具で、給水装置に切り替えようとするものをいう。
- (2) 切替工事申込者 切替工事をしようとする者をいう。
- (3) 更生工事 経年の使用により受水槽以下装置の給水管の内面に付着したさび及び付着物を、給水管が布設されたままの状態を排除し、通水量を確保するとともに、防せい等を兼ねた樹脂系塗料等を管内面に塗布すること（以下「ライニング」という。）により、給水管の機能の回復と延命を図る工事をいう。
- (4) 登録機関 水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項ただし書に規定する地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。
- (5) 公的検査機関 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「構造材質基準」という。）第2条第1項に規定する浸出性能試験（以下「浸出性能試験」という。）を行うことができ

る公的機関をいう。

2 耐圧性能の確認に用いる水圧は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 最大試験水圧は、1.75メガパスカルの水圧とする。

(2) 最小試験水圧は、規程第11条第1項に規定する配水管の水圧の測定（以下「水圧測定」という。）による配水管の最大静水圧に、0.55メガパスカルを加えた水圧とする。

(3) 増圧設備試験水圧は、増圧給水設備（一部の給水器具が給水水圧より高い水圧又は給水圧力により供給される水量よりも多い水量を必要とする場合に当該給水器具に対して補助加圧することを目的に設置するものを除く。）の吐出圧に0.55メガパスカルを加えた水圧とする。

（水圧調査）

第3条 切替工事申込者は、当該切替工事に係る工事承認申込みの前に、管理者に水圧測定の依頼をしなければならない。ただし、規程第8条第1項第1号に規定する給水方式により水の供給を受けようとするために水圧測定を行っている場合で、次項に規定する通知を受けているとき又は耐圧性能の確認を最大試験水圧で行っているときは、この限りでない。

2 管理者は、切替工事申込者から前項の依頼を受けた場合は、設計水圧等通知書により、最小試験水圧を通知する。

（事前確認）

第4条 切替工事申込者（指定給水装置工事事業者が切替工事に係る工事承認申込みの手続を委任されている場合にあつては当該指定給水装置工事事業者）は、受水槽以下装置の材質、耐圧性能及び水質又は浸出性能について工事承認申込みの前に確認（以下「事前確認」という。）をしなければならない。

（耐圧性能の事前確認）

第5条 耐圧性能については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める水圧を受水槽以下設備に1分間加えた後、漏水等が生じないことを事前確認する。

(1) 受水槽以下設備を直結増圧式による給水装置に切り替えようとする場合において、増圧設備試験水圧が最小試験水圧を上回る場合 増圧設備試験水圧以上最大試験水圧以下の水圧

(2) 前号以外の場合 最小試験水圧以上最大試験水圧以下の水圧  
(更生工事の履歴のない場合の事前確認)

第6条 受水槽以下装置に更生工事の履歴がない場合は、材質及び水質が、次の各号に掲げる要件に該当していることを事前確認する。

(1) 現地及び受水槽以下装置の図面等により、受水槽以下装置に使用されている給水管及び給水用具が、構造材質基準に適合していること。

(2) 登録機関における水質試験により、味、臭気、色度、濁度その他必要に応じて鉄又はpH値について、水道法第4条に規定する水質基準に適合していること。この場合において、水質試験の供試体として使用する水は、毎分5リットルの流量で5分間流して排水した後、15分間滞留させたものとする。

(更生工事の履歴及び工法等が明らかな場合の事前確認)

第7条 受水槽以下装置に更生工事の履歴があり、かつ、ライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が明らかな場合は、材質及び浸出性能が、次の各号に掲げる要件に該当していることを事前確認する。

(1) 更生工事の施工計画書及び施工計画に基づく施工報告書並びにライニングに使用された塗料が構造材質基準第2条に適合していることを証する書類により、ライニングに使用された塗料が構造材質基準第2条に適合していること。ただし、ライニングに使用された塗料が第三者認証品である

ときは、ライニングに使用された塗料が構造材質基準第2条に適合していることを証する書類に代えて、認証登録証の写しとすることができる。

- (2) 公的検査機関における浸出性能試験により、味、臭気、色度、濁度その他の更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目が、構造材質基準第2条に適合していること。この場合において、浸出性能試験の供試体として使用する水は、毎分5リットルの流量で5分間流して排水した後、15分間滞留させたもの及び既設の受水槽以下装置内の水をすべて入れ替えた後のものとする。

(更生工事の履歴が明らかで工法等が明らかでない場合の事前確認)

第8条 受水槽以下装置に更生工事の履歴並びにライニングに使用された塗料、工法及び施工状況が明らかでない場合は、受水槽以下装置の給水管の一部を供試体とし、公的検査機関で浸出性能試験を行うことにより、構造材質基準第2条に適合していることを事前確認する。

- 2 前項の規定にかかわらず、受水槽以下装置の給水管の一部を供試体とすることが困難である場合は、現地にて16時間滞留させた水（受水槽以下装置のライニングされた給水管内の水であって、受水槽内等の水が混入していないものに限る。）及び受水槽以下装置内の水をすべて入れ替えた後の水を供試体とすることができる。

- 3 前項の規定に基づく水の採取において、一度に5リットルの水を確保できない場合は、前項の操作を繰り返し行うものとする。

(工事承認申込み)

第9条 切替工事における工事承認申込みの際、別表に定める切替工事の場合ごとに、それぞれ必要な書類等を添付し、工事承認申込書の諸届出欄に、更生工事の履歴の有無及び第4条に規定する確認をした者の氏名を記入しなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、切替工事について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日2川上サ給第329号)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

工事承認申込書に添付する書類等	切替工事		
	更生工事の履歴のない場合	更生工事の履歴及び工法等が明らかな場合	更生工事の履歴が明らかで工法等が明らかでない場合
設計図	○	○	○
設計水圧通知書の写し	○	○	○
直結給水条件承諾書又は特例直結直圧式給水条件承諾書※ <sup>1</sup>	○	○	○
水質試験成績証明書※ <sup>2</sup> ※ <sup>3</sup>	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写し※ <sup>2</sup>		○	
ライニングによる更生工事施工時の施工計画書及び施工報告書（写真添付）※ <sup>2</sup>		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書※ <sup>2</sup> ※ <sup>4</sup>		○	○※ <sup>5</sup>
浸出性能試験成績証明書※ <sup>2</sup>			○※ <sup>5</sup>
その他管理者が必要と認める書類	○	○	○

※1 3階直結直圧式、直結増圧式又は特例直結直圧式に切り換える場合

※2 施工計画書及び施工報告書は、確認が済み次第返却する。

※3 登録機関の水質試験による。

※4 公的検査機関の水質試験による。

※5 浸出性能確認の水質試験成績証明書又は浸出性能試験成績証明書のいずれかを提出すればよい。